

# 長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金

長野市に移住する意思のある若者世帯、子育て世帯のみなさんへ  
本市への移住と定住の促進を図り、地域の活性化を図るため、  
市内に住宅を確保するための支援を行います。

月額**2**万円を上限に、最大**2**年間、補助金を交付します。

## ●補助対象経費 月額家賃から住宅手当を控除した額

※家賃は賃貸借契約に定められた賃借料の月額

共益費、管理費、駐車場使用料その他住居以外の費用は除く。

※対象となる家賃は、自己の居住のために賃貸借契約を締結した市内の賃貸住宅で、次の住宅を除く。

ア 国又は地方公共団体が整備する住宅

(地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。)

イ 給与住宅\*

ウ 賃借人及びその世帯構成員の3親等内の親族が所有する住宅

\*給与住宅とは、会社、国及び地方公共団体等がその社員、職員等を居住させる目的で管理する社宅や寮等の住宅をいう。

## ●補助額 補助率:対象経費の2分の1以内

上限額:月額2万円

※算出した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨て

## ●交付対象期間 補助を開始した月から連続した24か月以内

家賃		対象経費		
補助金 ※上限2万円	自己負担	住宅手当	共益費・管理費	駐車場使用料
				その他住宅以外費用

## 長野県外からの移住者で以下全てに該当する方が対象です。

### ●交付対象者

- 補助金交付の認定申請時点からおおむね**5年以上**本市に定住する意思を持つ者
- 令和7年4月1日以降に本市に転入し、**転入日前3年以内に、長野県内に住所を有していない者**
- 次のいずれかに該当する者



### 若者世帯

- ・転入日において同じ世帯の構成員が2人以上であること
- ・申請者が転入日時点で**40歳未満**の者であること
- ※誕生日の前日に年齢が加算されます
- ・世帯の構成員のいずれもが転入の前日まで同一世帯に属していたこと

### 子育て世帯の構成員

- ・中学校卒業前の者が属する世帯

- 本市内に所在する賃貸住宅と**賃貸借契約を締結した賃借人**であること。
- 当該住宅の所在地において交付対象者及びその世帯構成員が本市の住民基本台帳に登録され、現に居住していること。
- 本市への**転入日の前日**において、本市に対して**移住に係る相談その他移住に関する施策に係る事業に参画したこと**があること。
- 交付対象者及びその世帯構成員の転勤、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住ではないこと。
- 交付対象者が生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- 交付対象者が市税を滞納していないこと。
- 交付対象者及びその世帯構成員が暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- 交付対象者が国家公務員又は地方公務員(これらに準ずる者を含む。)でないこと。
- 補助対象経費について、国、県又は市による他の補助金等の交付を受けていないこと。

# 長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業補助金

## 認定申請から補助金交付までの流れ

長野市役所

申請者様

### ①認定申請書提出

転入日から**3月以内**に提出すること

※長野市に住み始めた日(届出日ではありません)

- 【提出書類】  
・認定申請書(様式第1号)・同意書兼誓約書(様式第2号)  
・就業証明書(様式第2号の2)・賃貸借契約書の写し  
・交付対象者及びその世帯構成員の住民票の写し 等

### 交付認定通知

交付認定日の属する翌月の初日から(交付認定日が月の初日であるときはその日から)  
連続した一定期間内で、交付の認定をします(最大24ヶ月)

交付対象期間  
認定例

- 交付認定日:令和7年8月1日⇒令和7年8月1日から最大で令和9年7月末日まで  
●交付認定日:令和7年8月2日⇒令和7年9月1日から最大で令和9年8月末日まで

### ②交付申請書提出

認定を受けた期間のうち、**当該年度分**の交付申請を提出すること

<提出期限・提出日にご注意ください>

交付申請日が交付認定日と「同じ年度」の場合:交付認定日の属する月の翌月の初日までに提出  
(交付認定日が月の初日である時はその日に提出)  
交付申請日が交付認定日と「異なる年度」の場合:当該交付申請を行う年度の4月1日に提出

- 【提出書類】  
・交付申請書(様式第3号)

### 交付決定通知

### ③実績報告書提出

当該年度分の実績をその年度の**3月31日または補助事業の完了した日から起算して15日経過したいづれか早い日まで**に提出すること

- 【提出書類】  
・実績報告書(様式第6号)・住宅手当支給実績報告書(様式第7号)  
・家賃の領収書その他の家賃の支出が確認できる書類の写し 等

### 交付額決定通知

### ④交付請求書提出

- 【提出書類】  
・交付請求書(様式第8号)

### 補助金交付

補助金の交付期間が終了するまで、  
毎年度「②交付申請書提出」「③実績報告書提出」と「④交付請求書提出」を  
繰り返すことで、補助金の交付を受けることができます。

※各ご申請時に、その他市長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

※認定申請書及び交付申請書で申請している内容に変更があった場合や、交付を廃止する場合には別途届出が必要となります。

# 提出書類

⑤～⑫、⑭の書類はホームページからダウンロードいただくか  
移住推進課 移住・定住相談デスクの窓口までお越しください。

	書類の名称	備考
<b>認定申請時</b>		
①	交付対象者及びその世帯構成員の 住民票の写し (続柄の記載があるものに限る)	長野市役所 市民窓口課・各支所 ※マイナンバーカードをお持ちの方は コンビニでの取得をおすすめします。
②	(※若者世帯で申請する場合) 交付対象者及びその世帯構成員の 住民票の除票 (続柄の記載があるものに限る)	転入前の自治体で取得できます。 (※子育て世帯で申請する場合は不要)
③	転入日前3年以内に、長野県内に住所を有して いないことの証明	戸籍の附票など ※戸籍の附票だけでは証明できない場合も ありますのでご注意ください。
④	賃貸借契約書の写し	
⑤	長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業 補助金認定申請書(様式第1号)	
⑥	長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業 補助金同意兼誓約書(様式第2号)	
⑦	長野市若者・子育て世帯等移住促進家賃支援事業 補助金就業証明書(様式第2号の2)	就業先に記入を依頼してください。
<b>交付申請時</b>		
⑧	長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業 補助金交付申請書(様式第3号)	
⑨	市税の納付確認に関する同意書	
⑩	債権者登録申請書兼口座振替依頼書	
<b>実績報告時</b>		
⑪	長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業 補助金実績報告書(様式第6号)	
⑫	長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業 補助金住宅手当支給証明書(様式第7号)	就業先に記入を依頼してください。
⑬	家賃の領収書その他の家賃の支出が確認 できる書類の写し	次頁の「よくあるご質問」をご覧ください。
<b>交付請求時</b>		
⑭	長野市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業 補助金交付請求書(様式第8号)	

# 注意点

## ●交付取消について

- 転入日から5年未満における市外への転出について、交付金額の返還を命ずることがあります。
- ・**3年未満**の転出:全額返還
  - ・**3年以上5年未満**の転出:2分の1返還

## ●申請内容の変更や廃止について

認定申請書及び交付申請書で申請している内容に変更があった場合や、交付を廃止する場合には別途届出が必要となりますので、お早めに移住・定住相談デスクへご相談ください。

## よくあるご質問

### ●戸籍の附票とはなんですか？どこで取得できますか？

- A. 戸籍の附票とは、その戸籍に在籍する人の住所の履歴を証明するものです。  
その戸籍に在籍する者の氏名、住所、住所を定めた年月日、生年月日、性別が記載されます。  
本籍地で作成されるものなので、本籍地の自治体で取得することができます。

### ●家賃の支出が確認できる書類の写しとはどういうものですか？

- A. 支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額がわかるものです。  
例えば、口座名義人がわかる通帳の写しや口座名義人のわかるネットバンキングのスクリーンショットなども家賃の支出が確認できる書類の写しにあたります。

### ●補助金はいつ振り込まれますか？

- A. 年度末の3月31日までに実績報告書を提出後、書類に不備がない場合、おおよそ1か月後に振り込まれます。毎月の振り込みではなく、年に1度の振り込みになります。

### ●個人事業主や就業していない場合、就業先に依頼する書類はどのように証明すればよいですか？

- A. 個人事業主の場合、申請者自身で自身を証明いただく必要があります。  
また、就業していない場合は、就業していない旨を記入してください。

## オンライン申請について

ながの電子申請サービスでのオンライン申請が可能となりました。  
右の二次元コードから各案内をご覧いただき、ぜひ電子申請でのご申請をご活用ください。



<お問い合わせ・申請窓口>

長野市企画政策部移住推進課 移住・定住相談デスク  
〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地  
TEL:026-224-7721 026-224-8851  
E-mail:iju@city.nagano.lg.jp

本補助金に  
関する  
各種資料は  
コチラから

